令和７年　５月　吉日

保護者の皆様へ

ゆたか第二保育園
園長　島田　峰子

令和６年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第１４条第１項に基づき、お子様が本園を利用した際に、伊勢崎市から本園に給付された１人当たりの額をお知らせするものです。**この通知により、追加の給付の発生や、利用者負担（保育料）を納めていただくものではありません。**

令和６年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者様について、「本園に係る各教育・保育給付認定子どもの公定価格の額から、各保護者様に納入していただいた利用者負担（保育料）を減じた額」となります。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付費等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

ゆたか第二保育園　　（教育標準時間認定）

令和６年度公定価格（一人あたり）

		満3歳児	3歳児	4歳以上児
教育標準時間認定	4月	223,630円	223,630円	204,150円
	5月	205,740円	205,740円	186,260円
	6月	205,740円	205,740円	186,260円
	7月	205,740円	205,740円	186,260円
	8月	198,650円	198,650円	179,170円
	9月	205,740円	205,740円	186,260円
	10月	205,740円	205,740円	186,260円
	11月	189,150円	189,150円	173,490円
	12月	189,150円	189,150円	173,490円
	1月	189,150円	189,150円	173,490円
	2月	189,150円	189,150円	173,490円
	3月	228,790円	228,790円	213,130円

※「伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第１３条第４項第３号の規定による副食費徴収免除対象となっている方については、上記の各月公定価格に［その月における施設での副食提供日数×240円］を、加えた額となります。

ゆたか第二保育園　　（保育標準時間認定・保育短時間認定）

令和６年度公定価格（一人あたり）

		0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児
保育標準時間認定	4月	284,240円	190,760円	144,410円	126,050円
	5月	283,950円	190,470円	144,120円	125,760円
	6月	283,950円	190,470円	144,120円	125,760円
	7月	283,800円	190,320円	143,970円	125,610円
	8月	283,800円	190,320円	143,970円	125,610円
	9月	283,800円	190,320円	143,970円	125,610円
	10月	283,800円	190,320円	143,970円	125,610円
	11月	283,800円	190,320円	127,380円	112,730円
	12月	283,800円	190,320円	127,380円	112,730円
	1月	283,800円	190,320円	127,380円	112,730円
	2月	283,800円	190,320円	127,380円	112,730円
	3月	287,660円	194,180円	131,240円	116,590円

		0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児
保育短時間認定	4月	271,770円	178,290円	131,760円	113,400円
	5月	271,480円	178,000円	131,470円	113,110円
	6月	271,480円	178,000円	131,470円	113,110円
	7月	271,330円	177,850円	131,320円	112,960円
	8月	271,330円	177,850円	131,320円	112,960円
	9月	271,330円	177,850円	131,320円	112,960円
	10月	271,330円	177,850円	131,320円	112,960円
	11月	271,330円	177,850円	114,730円	100,080円
	12月	271,330円	177,850円	114,730円	100,080円
	1月	271,330円	177,850円	114,730円	100,080円
	2月	271,330円	177,850円	114,730円	100,080円
	3月	275,190円	181,710円	118,590円	103,940円

※「伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第１３条第４項第３号の規定による副食費徴収免除対象となっている方については、上記の公定価格に、4,800円を加えた額となります。